

改正後の家伝法第13条の2第1項に基づく届出が必要な症状について

【口蹄疫】

次に掲げる1～3のいずれか一つ以上の症状を呈していることを発見した獣医師又は家畜所有者は、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

	牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのしし
症状	1－① 39.0℃以上の発熱を示した家畜が、 1－② 泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳停止のいずれかを呈し、 1－③ かつ、その口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房（以下「口腔内等」という。）のいずれかに水疱、びらん、潰瘍又は癒痕（外傷に起因するものを除く。以下「水疱等」という。）を呈している場合 ※ 鹿にあっては、1－①及び1－③を呈している場合。
	2 同一の畜房（単飼の場合にあっては、同一の畜舎）内において、その口腔内等に水疱等を呈している家畜が複数頭存在している場合 ※単飼：繁殖農家やスタンションを用いたつなぎ飼いをいう。
	3 同一の畜房内において、哺乳畜の半数以上が過去2日以内に死亡した場合（単飼の場合にあっては、隣接する畜房において、複数頭の哺乳畜が過去2日以内に死亡した場合） ※ 上記の症状を呈している原因が、不適切な飼養管理、急激な気温の変化又は火災、風水害その他の非常災害等明らかな場合を除く。

（参考）改正後の家伝法第13条の2第4項に基づき届出と同時に検体を提出させる要件

【口蹄疫】

届出を受けた都道府県知事は、遅滞なく、当該家畜の写真等の資料を添えて農林水産省に報告することとするが、次のいずれかに該当する場合には、報告の際に検体を提出することとする。

- 複数の畜房において、上記1から3までに掲げる症状のいずれか一つ以上の症状を呈していることを確認した場合（省令で規定）
 ※ 各畜房において確認される症状が同一のものであることは要しない。
- 単飼の場合にあっては、隣接する畜房において、上記1又は2に掲げる症状を呈していることを確認した場合（省令で規定）
- その他農林水産大臣が検体の提出を求める場合
 （改正後の家伝法第13条の2第6項）

改正後の家伝法第13条の2第1項に基づく届出が必要な症状について

次に掲げる症状を呈していることを発見した獣医師又は家畜所有者は、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

【高病原性鳥インフルエンザ】

	鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥
症状	1 同一の畜舎内における1日の死亡率が過去3週間の平均値の2倍以上になった場合 ※ 原因が、不適切な飼養管理、急激な気温の変化又は火災、風水害その他の非常災害等明らかな場合を除く。
	2 薬事法第14条第1項又は第19条の2第1項の承認を受けている生物学的製剤を用いてインフルエンザA型ウイルスの抗原が確認された場合又は同ウイルスに対する抗体が確認された場合。

【低病原性鳥インフルエンザ】

	鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥
症状	薬事法第14条第1項又は第19条の2第1項の承認を受けている生物学的製剤を用いてインフルエンザA型ウイルスの抗原が確認された場合又は同ウイルスに対する抗体が確認された場合。